

2つの新規条例を可決しました!

第4回定例会
で
決まりました

平成26年3月に殿ヶ谷地区に開館予定の寄り合いハウスいこいを設置することに伴い、新たに条例を制定するものです。また、同年秋に開館を目指す新たな郷土資料館の設置及び管理について規定する必要があるため、新たに条例を制定するものです。

寄り合いハウスいこい条例



旧青梅街道沿いに完成した「寄り合いハウスいこい」

目的：①高齢者の社会参画
②高齢者を中心とした交流と主体的な地域活動の場
③町民のくつろぎの場

使用時間：午前9時00分～午後10時00分まで

◎使用料金 単位：円

使用区分	午前 9時～ 12時	午後 1時～ 4時	夜間 5時～ 10時
施設名			
会議室A	700	700	1,100
会議室B	600	600	1,000

平成25年第4回定例会は12月2日から13日まで、会期12日間で開催されました。今回の定例会では、「瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例」など、合わせて16件の町長提出議案と、2件の議員提出議案を審議し、すべて原案どおり可決および同意しました。

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例

開館時間：午前9時～午後5時 入館料：無料
施設利用時間：午前9時～午後9時30分

◎利用料金 単位：円

利用区分	午前 9時～ 12時	午後 1時～ 5時	夜間 5時30分～ 9時30分	全日 9時～ 9時30分
施設名				
多目的室	800	900	1,000	2,700
体験学習室	1,300	1,500	1,700	4,500
会議室1	300	400	500	1,200
会議室2	300	400	500	1,200
展示ギャラリー	1,000	1,000	1,000	3,000

◎観覧料 単位：円

区分	単位	観覧料
一般	1人・1回	1,000
小学生及び中学生		500
幼児		無料

施行期日：平成26年11月1日
管 理：指定管理者方式

議員からの質疑（趣旨）

- Q 展示観覧料に、高校生・大学生の区分も必要ではないか。
A 他館の情報などを分析した中で決定した。
Q 指定管理者の公募はどのように考えているのか。
A 耕心館と郷土資料館の一体管理を効率的に行える業者を選定したい。

常設展示室 自然と歴史を大きな軸として、「瑞穂町の魅力や宝」を紹介します。見るだけでなく、体験でき楽しむことができる展示によって、子どもから大人までが、楽しみながら学び、瑞穂の魅力を再発見することができます。



郷土資料館完成イメージ図↑→

常設展示室 歴史コーナー 歴史コーナーでは、瑞穂町の歴史から現代の瑞穂まで、人々の生活や暮らしの移り変わりを中心に紹介します。どのような歴史を経て今の瑞穂になったのか、その背景や理由、体験展示、展示実用などで、楽しく興味を持って学ぶことができます。



議員からの質疑（趣旨）

- Q この施設のコンセプトは。
A 地域で高齢者の見守りなど、高齢者対策をフォローできる公設民営の施設を目指す。
Q 名称はどのように決定したのか。
A 地域の方々に公募をかけた中で一番多かった「いこい」と高齢者の方々が中心となって子どもから成人まで皆が寄り合える場になるように「寄り合いハウスいこい」とした。
Q 地域の人たちがいつでも利用できるというが、入り口から入った場所の多目的ホールはフリースペースで、いつでもお茶を飲みながら話をしたりできる。会議室Cは和室で、これも常にオープンにする。会議室A・Bについては、地域団体に一定期間お貸しして何ができるか考えていただきたい。今後、地域の方々と話し合っていきたい。
Q 開館時間が午前9時から午後10時となっているが、管理運営はどのように行なうのか。
A 基本的に地域の方々のボランティアで運営したい。今のところ、午前10時から午後4時ごろまでは会館に居ていただける予定。その前の時間と夜間については、地域の方に鍵を預かっていただき、それを借りて利用してもらうことを考えている。